

お宅の浄化槽は大丈夫ですか？ しっかりとした維持管理で

きれいな排水を！

家庭で使った水がその後どうなるか知っていますか。私たちは、日々の暮らしの中で炊事や洗濯、お風呂など、たくさんの水を使用しています。その多くは水路や河川を通して最終的には海に流れ込んでいきます。公共下水道の区域では、家庭などから排出される汚水を排水管でつなぎ処理場に集め、きれいな水に浄化し放流します。そのほかの区域で、汚水処理し、きれいな水にしてくれるのが「浄化槽」です。しかし、浄化槽の管理を怠ると、悪臭の発生や河川の汚染にもつながります。浄化槽を適正に管理して、周辺の生活環境をきれいに保ちましょう。

浄化槽は生き物です

浄化槽は限られた槽の中で、微生物が汚物を食べて汚水を浄化します。しかし、ちよつとしたことで微



生物が死んでしまうことがあります。浄化槽は正しい使い方と適切な維持管理を行うことで本来の機能を十分に発揮し、川や海の汚染を最小限に抑えることができます。間違った使い方をしたり、維持管理が不適切だと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生して、逆に環境を悪化させる原因になってしまいます。

使用者が行うべき

3つの義務

浄化槽は、維持管理が適正に行われないと、環境汚染を引き起こすばかりでなく、浄化槽の機能を正常に戻すために余分な費用がかかることとなります。そのため、人間の体と同じように健康管理としての「保守点検」「清掃」の必要があります。そしてこれらを総合的に診断する「法定検査」を定期的に受検する必要があります。これが義務付けられています。

保守点検



いつも浄化槽の機能が發揮されるよう、槽内の機器や送風機などの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないよ

うにする作業です。

一般的な家庭の合併浄化槽（20人槽以下）では、1年3回以上の保守点検が必要です。

委託する場合は、県に登録されている浄化槽保守点検業者に委託してください。

清掃



汚泥の引抜き

槽内にたまった汚泥（かす）などを抜き取るのが清掃です。これを定期的に行わないと、貯まった汚泥が処理水に混ざって流出してしまいます。

一般的な家庭の合併浄化槽では、原則1年に1回以上の清掃が必要です。

この作業は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

法定検査



浄化槽設置後、浄化槽が正常に機能し始めたところに、初期の機能が發揮されているかどうかを確認する検査と、毎年1回、浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかを確認する検査があります。

この検査は、県知事が指定した検査機関である（社）兵庫県水質保全センターが行います。同センターから検査の受検案内がありましたら、必ず受検してください。

法定検査に関する問い合わせ先

兵庫県水質保全センター

☎078-306-6021

浄化槽法に関する問い合わせ先

県農政環境部環境管理局

水大気課

☎078-341-7711

県淡路県民局環境課

☎0799-262-2072